改め、「定める者」の下に「（当該地域公共交通利便増進実施計画に前項に規定する事項を記載する場合における同項に規定する者（次項において「協定締結実施主体」という。）を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第二号に掲げる事項には、地方公共団体が地域公共交通利便増進事業に関し同号の実施主体として地域公共交通利便増進実施計画に定めようとする者との間において運行系統、運行回数その他の実施方法に関する協定を締結しているときは、当該協定に定められた実施方法に関する事項を記載することができる。

第三章第九節中第二十七条の十六を第二十七条の十四とする。

第二十七条の十七第二項第三号、第五号、第六号及び第九号中「それぞれ当該」を「それぞれ」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二十七条の十七第八項中「及び第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「変更の認定」の下に「又は第六項の規定による変更の届出」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十七条の十七を第二十七条の十五とする。

第二十七条の十八中「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第八項」に改め、同条を第二十七条の十六とする。

第二十七条の十九中「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に改め、同条を第二十七条の十七とする。

第二十七条の二十第一項中「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に、「から第五項まで」を「、第四項若しくは第六項」に改め、「認可を受け、又は届出をしたものと」の下に「、一般乗用旅客自動車運送事業について同法第九条の三第三項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものと」を加え、同条第二項及び第八項中「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に改め、同条を第二十七条の十八とする。

第二十七条の二十一中「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に改め、同条を第二十七条の十九とする。

第二十七条の二十二第一項中「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に、「行おうとする」を「行う」に改め、同条を第二十七条の二十とする。

第四十三条中「第二十七条の二十第六項」を「第二十七条の十八第六項（第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十四条第一号中「第二十七条の二十第七項」を「第二十七条の十八第七項（第二十九条の九において準用する場合を含む。次号において同じ。）」に、「又は第二十八条第四項（第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「第二十七条の二十第七項」を「第二十七条の十八第七項」に改める。

第四十六条中「第二十九条の二第二項」の下に「（第二十九条の九において準用する場合を含む。）」を加える。

第七章を第八章とする。

第三十七条中「地域公共交通計画」の下に「又は再構築方針」を加える。

第三十八条中「認定軌道運送高度化事業等を実施する者、認定新地域旅客運送事業者又は認定新モビリティサービス事業者」を「次の各号に掲げる事業を実施する者」に、「それぞれ認定軌道運送高度化事業等、認定新地域旅客運送事業又は認定新モビリティサービス事業」を「当該各号に掲げる事業」に改め、同条に次の各号を加える。

一　認定軌道運送高度化事業等

二　第二十九条の九において準用する第二十四条第二項の認定に係る鉄道事業再構築実施計画（同条第五項の変更の認定又は同条第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）に定められた鉄道事業再構築事業

三　第二十九条の九において準用する第二十七条の十五第二項の認定に係る地域公共交通利便増進実施計画（同条第五項の変更の認定又は同条第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）に定められた地域公共交通利便増進事業

四　認定新地域旅客運送事業

五　認定新モビリティサービス事業

第三十九条第一項中「同条第二項第四号及び第五号」を「同条第二項第五号及び第六号」に改め、同条第二項中「第六条第六項」を「第六条第八項」に改める。

第六章を第七章とする。

第三十六条の二第四項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第三十六条の二第七項中「及び第四項の変更の認定」を「、第四項の変更の認定及び第五項の規定による変更の届出」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「変更の認定」の下に「又は第五項の規定による変更の届出」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　認定新モビリティサービス事業者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第五章を第六章とする。

第三十条第六項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第三十条第九項中「及び第六項の変更の認定」を「、第六項の変更の認定及び第七項の規定による変更の届出」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「変更の認定」の下に「又は第七項の規定による変更の届出」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　認定新地域旅客運送事業者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第三十二条第三項中「第四項」を「第八項」に改める。

第三十四条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　再構築方針の作成等

（再構築協議会）

第二十九条の三　地方公共団体又は鉄道事業者は、旅客鉄道事業に係る路線のうち、二以上の都道府県の区域にわたるもの又は一の都道府県の区域内にのみ存する路線で他の路線と接続して二以上の都道府県の区域にわたる鉄道網を形成するものとして国土交通大臣が定めるものの全部又は一部の区間であって、当該地方公共団体の区域内に存するもの又は当該鉄道事業者が営業するもののうち、輸送需要の減少その他の事由により大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある区間について、国土交通大臣に対し、当該区間に係る交通手段再構築に関する方針（以下「再構築方針」という。）の作成に関し必要な協議を行うための協議会（以下「再構築協議会」という。）を組織するよう要請することができる。